

3-2-3 所得税の基礎③ 税額控除について

Q 税額控除とは何ですか？

A 税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除するものです。①所得税法上の「配当控除」と「外国税額控除」、②租税特別措置法上の「住宅借入金等特別控除」のほか各種の規定があります。

(I)

解説

日本の所得税法では、以下等の税額控除を定めています。

1. 配当控除

総合課税の配当所得がある場合に、原則として、配当所得の金額の10%又は5%に相当する金額を控除するものです。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

2. 外国税額控除

日本で課税される所得の中に、外国で生じた所得があり、その所得に対して、その外国の法令により所得税に相当する税金が課税されている場合、一定額を控除するものです。

なお、この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を貼付する必要があります。

3. 政党等寄附金特別控除

政党又は政治資金団体に対して政治活動に関する一定の寄附金を支払った場合に、寄附金控除(所得控除)の適用を受ける場合を除き、一定額を控除するものです。

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

4. 認定NPO法人等寄附金特別控除

認定NPO法人等に対して一定の寄附金を支払った場合に、寄附金控除(所得控除)の適用を受ける場合を除き、一定額を控除するものです。

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

5. 公益社団法人等寄附金特別控除

一定の寄附金のうち、次のイからへまでに掲げる法人に対するものについては、寄附金控除（所得控除）の適用を受ける場合を除き、一定額を控除するものです。

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 学校法人等
- (3) 社会福祉法人
- (4) 更生保護法人
- (5) 国立大学法人
- (6) 公立大学法人
- (7) 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構

(注) 上記(5)～(7)に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

6. (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

- (1) 住宅の新築、取得又は増改築等をした場合

一定の要件を満たす住宅の新築、取得又は増改築等（以下、「取得等」といいます。）をした場合に、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額を基として計算した金額を一定期間控除するものです。

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

なお、給与所得者は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整でこの控除を受けることができます。

- (2) 特定の増改築等をした場合の特例

一定の要件を満たす次のイ～ニのいずれかの改修工事を含む増改築等（以下、「特定の増改築等」といいます。）を行った場合に、特定の増改築等に係る借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を5年間控除するものです。この控除は、上記(1)との選択適用となります。

- ① バリアフリー改修工事
- ② 省エネ改修工事
- ③ 世帯同居改修工事
- ④ 耐久性向上改修工事（上記②の改修工事に併せて行うものに限り。）

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

なお、給与所得者は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整でこの控除

を受けることができます。

7. 住宅耐震改修特別控除

自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。※自己の所有であるかどうかは問いません。）について住宅耐震改修をした場合に、一定の金額を控除するものです。

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

8. 住宅特定改修特別税額控除

一定の要件を満たす次のイ～ニまでのいずれかの改修工事又はこれらの改修工事を併せて行った場合に、一定の金額を控除するものです。この控除は、上記6.との選択適用となります。

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

- (1) バリアフリー改修工事
- (2) 省エネ改修工事
- (3) 多世帯同居改修工事
- (4) 耐久性向上改修工事（住宅耐震改修や上記(2)の改修工事を併せて行うものに限ります。）

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

9. 認定住宅新築等特別税額控除

次の(1)又は(2)の住宅の取得等をした場合に、標準的なかかり増し費用を基として計算した金額を控除するものです。この控除は、上記6.との選択適用となります。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの（以下「認定長期優良住宅」といいます。）の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得
- (2) 都市の低炭素化の普及の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの（以下「認定低炭素住宅」といいます。）の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得

この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

10. 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除

青色申告者が、新品の高度省エネルギー増進設備等の取得等をし、これを一定の事業の用に供した場合において、特別償却の適用を受けないときに、一定の金額を控除するものです。

11. 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除

青色申告者である中小事業者が、新品の特定機械装置等の取得等をし、これを一定の事業の用に供した場合において、特別償却の適用を受けないときに、一定の金額を控除するものです。

13. 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除

一定の青色申告者である中小企業者が、経営改善設備の取得等をし、これを一定の事業の用に供した場合において、特別償却の適用を受けないときに、一定の金額を控除するものです。

14. 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税の特別控除

青色申告者である一定の中小事業者が、特定経営力向上設備等を取得等し、これを事業の用に供した場合において、特別償却の適用を受けないときに、一定の金額を控除するものです。